

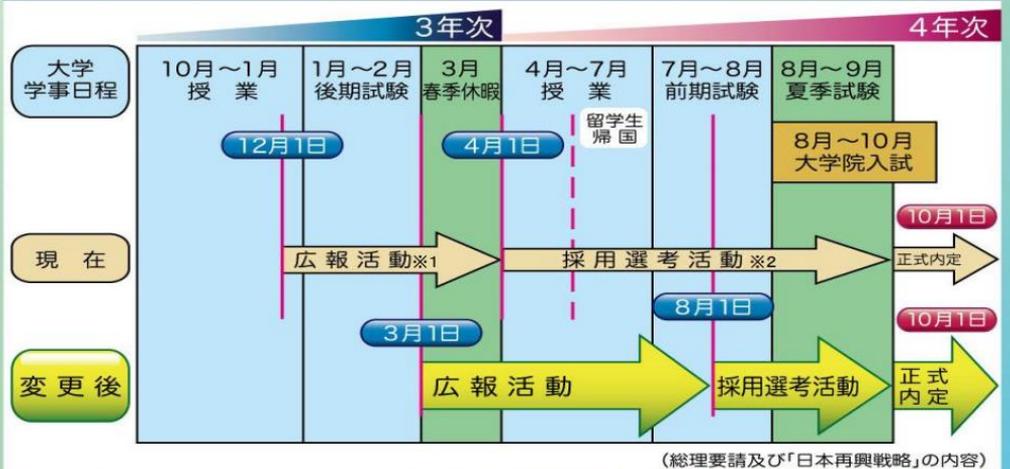


就職・採用活動開始時期の変更について

平成 27 年度（2015）年度卒業・修了予定者（現在の大学 2 年生、短大・専修にあっては、平成 26 年度新 1 年生）からの就職・採用活動開始時期が変更になります。

- 現在の大学 3 年生（短大、専修にあっては、1 年生）までの広報活動は、卒業・修了前年度 12 月 1 日以降開始。
その後の採用活動は、卒業・修了年度 4 月 1 日から開始。
(ハローワークでの求人票の公開は、卒業・修了年度 4 月 1 日から開始。)
- 現在の大学 2 年生（短大、専修にあっては、平成 26 年度新 1 年生）以降の**広報活動は、卒業・修了年度 3 月 1 日**以降開始。
その後の**採用活動は、卒業・修了年度 8 月 1 日**から開始。
(ハローワークでの求人票の公開は、卒業・修了年度 8 月 1 日から開始。)

平成27年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から、
広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の**3月1日**以降に開始、
その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の**8月1日**以降に開始となります。



※1) 広報活動: 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。
※2) 採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

育児休業給付金の取扱い変更について

平成26年10月1日から
育児休業期間中に就業した場合の
育児休業給付金の取扱いが変わります

平成 26 年 10 月 1 日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に 10 日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が 80 時間以下の時は育児休業給付が支給されます。

SATO'S NEWS LETTER

2014 年 11 月号
(No.63)

CONTENTS

- 就職・採用活動開始時期の変更 / 育児休業給付金の取扱い変更についてP.1
- 助成金情報.....P.2
- 人事労務ニュースP.2
- 労務トラブル Q&AP.3
- 企業 PR コーナー
株式会社ユアーズ 様P.4
- SATO'S INFOP.4

11 月の社会保険労務と税務

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 一括有期事業開始届

12 月 1 日

- 健保・厚年の保険料納付
- 所得税予定納税額の修正申告
- 所得税予定納税額の納付 <第 2 期>
- 9 月決算法人の確定申告・3 月決算法人の中間申告



助成金情報

「キャリア形成促進助成金 (一般型訓練)」

従業員のキャリアアップを支援するために、研修や訓練を実施した中小事業主に対し、訓練にかかった経費や訓練期間中の賃金の一部を支給する助成金です。

支給対象となる事業主

中小企業事業主

支給対象となる訓練

OFF-JT の訓練・研修のみが対象

助成金額

賃金助成・・・**400 円** (1人1時間当たり)
経費助成・・・**1/3**
(ただし実施時間により上限があります。
例:20 時間の場合 7 万円)

手続き

- ①訓練計画の策定
- ↓
- ②訓練の実施
- ↓
- ③支給申請書の提出
- ↓
- ④助成金の受け取り

【一般型訓練】

管理者養成研修(Off-JT) 例



	教育訓練科目	時間
1	管理者の立場と役割について	5 時間
2	管理者に必要なコミュニケーションスキル	5 時間
3	ティーチングとコーチング	5 時間
4	リーダーシップとフォロワーシップ	5 時間
5	目標達成と問題解決の仕方	5 時間

- 訓練対象者 3名
 - 助成対象訓練時間 25 時間
 - ・賃金助成 400 円×25 時間×3 名=30,000 円
 - ・経費助成(部外講師への謝金) :
150,000 円×1/3=50,000 円
- 受給金額 合計 80,000 円**

※その他にも要件がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。

人事労務ニュース

「合意のない妊娠による降格は無効」最高裁初判断

妊娠を理由に降格とされたのは男女雇用機会均等法に違反するとして、女性が勤務先病院を訴えていた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷は、妊娠や出産を理由にした降格は「本人自身の意思に基づく合意か、業務上の必要性について特段の事情がある場合以外は違法で無効」との初判断を示した。審理を高裁に差し戻したため、原告側が逆転勝訴する可能性が高くなった。

高所得会員の医療保険料を引上げへ 厚労省方針

厚生労働省は、高所得の会員の医療保険料を引き上げる方針を明らかにした。標準報酬月額の上限(現在 121 万円)より上に新たに4段階設定する。約 32 万人が対象となり、最大で月1万円ほど保険料が上がる見通し。来年の通常国会での法改正を目指すとしている。



Q. 新たに管理職になる社員に対してどんな教育が必要でしょうか？

A. 最近、管理者育成への関心が高まってきています。管理者とはいえプレイングマネージャーであるため、個人の仕事に追われ、マネジメントや部下育成が十分にできていないからだと思います。これまでプレイヤーとしてやり切ってきたという自負が、往々にしてプレイヤーから管理者への意識・行動の転換の阻害要因となります。部下に任せるよりも自分でやった方がより早く、より高い成果が出るのは当たり前です。しかしそれでは組織力を高めることにはつながりません。管理職の役割は、組織力を高め、より高い成果を出すことです。よって初級管理職向けの研修としては、個人の能力向上系の研修はもとより、マネジメント力向上系研修や部下指導力向上系研修が必要となります。

社員に求められる3つの能力

社員に求められる3つの能力とは、「基本能力」「仕事の能力」「マネジメント能力」です。ここでいう能力とは、能力があるというだけでなく、日常的に使いこなして行動できることを言います。下図のように階層別に求められる能力には違いがあります。

階層	マネジメント能力	基本能力	仕事の能力
経営幹部	業務マネジメント 人材マネジメント	対人対応能力 セルフコントロール ビジネスの基本	仕事の専門的 知識・技術
管理者 監督者			
中堅社員 一般社員			

図でわかるように、マネジメント能力は階層が上になるほど幅が広がり、仕事の専門的知識や技術（仕事の能力）は狭まっています。これは役割の違いで、経営幹部や管理者になると仕事の実務的な能力より、さまざまなマネジメントをしていくことが求められるということです。

基本能力については、どの階層も同じような幅になっています。この意味は、組織の中で仕事をするにはいずれの階層の人にも不可欠な能力であり、求められていることを意味しています。確かに、どんなに優秀な人がいても、1人だけで仕事をするのでは組織力は発揮されません。それだけに基本能力を磨いておくことは、極めて重要です。

図中の能力の内容は以下のようなものです。

①基本能力:全社員が身につけるべき能力

- ・対人対応力(マナー・コミュニケーション・チームワーク・リーダーシップ(フォロワーシップ)など)
- ・セルフコントロール(自己責任、達成意欲、チャレンジ精神、モチベーションなど)
- ・ビジネスの基本(整理整頓、報告連絡相談、規則順守、時間管理、状況判断など)

②仕事の能力:担当部門において必要となる業務知識や能力・技術

- ・業務知識、業務管理、事務処理能力、交渉力、プレゼンテーション、マーケティングなど

③マネジメント能力:主に管理者以上に求められる能力

- ・人材マネジメント(人事管理、組織統制、指導援助、能力開発、指示命令、コーチングなど)
- ・業務マネジメント(戦略思考、コスト管理、リスク管理、知識情報管理など)

企業PRコーナー「株式会社ユアーズ 様」

ユアーズ・グループは広島県を拠点に、福岡県・山口県・岡山県で店舗を展開しています。私たちは食材を提供するだけでなく、常に時代に沿った食文化を発信したいとの思いから、「あなたの『食』を進めたい。」をユアーズ・グループの企業スローガンに掲げています。



アバンセ・ユアーズデリシェ・ユアーズlivi店舗からのおすすめ「京都モリタ屋の和牛」
只今、クリスマスパーティー用としてお買い得価格にてご予約承り中！（12月15日まで）

No.71 京都府産 モリタ屋和牛
ロース肉ステーキ用 1枚（約200g）
1,980円＋税

No.72 京都府産 モリタ屋和牛
ロース肉すき焼き用 250g
2,480円＋税



★京都モリタ屋は、京都で初の牛肉屋（牛鍋屋）として明治2年に創業。京都府丹波にて丹念に肥育した老舗の味を26年間、アバンセが地元広島のお客様にお届けしています。

★お申し込み
株式会社ユアーズ人事課 河野（カノ）まで TEL082-823-8609

★お渡し日・お渡し場所
12月22日（月）～25日（木）の4日間、ユアーズliviアッセ店・本通店でのお渡しとなります。



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

広島経営革新グループ主催
体験型『貿易ゲーム』から経営力を磨く
「戦略思考養成セミナー」

アクティブラーニング「貿易ゲーム」を体験し、戦略的思考を磨く！

戦略的思考とは、限られた経営資源を活用し、企業が成長する選択肢を考え、実践することです。セミナーを通じて、他業種との意見交換ができます！

<こんな方におすすめです！>

- ・経営者、将来の経営者や幹部候補
- ・戦略思考を身に着けたい方（事前知識不要です）
- ・戦略思考に興味がある方、易しく学びたい方

<開催概要>

- 場所 : 広島市まちづくり市民交流プラザ 研修室 B (広島市中区袋町 6-36)
- 日程 : 11月20日(木) 13:30～17:00
- 費用 : 1人1,000円(実費分) 先着30名様迄
- ★詳細・お申込みはこちら: <http://www.sato-co.jp/20141027>

第36回 合同勉強会
「これが今使える助成金だ！」
経営に活かせる助成金活用セミナー

【第1部】 担当: 特定社会保険労務士 佐藤克則

- ① 企業経営と助成金の位置づけ
- ② 助成金申請の注意点あれこれ
- ③ 厚生労働省関係の主な助成金
- ④ 支給された助成金をどう活用するか

【第2部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間ピックアップ

<開催概要>

- 場所 : NTTクレド白島ビル 2階 会議室 (広島市中区東白島町 14-15)
- 日程 : 11月21日(金) 14:00～17:00
- 費用 : 無料
- ★詳細・お申込みはこちら: <http://www.sato-co.jp/20141029>

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00
電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00
電話: 03 (5829) 8982 FAX: 03 (5829) 8983